第 27 回にいがた食の安全・安心審議会　議事録

１　日　時

令和５年 11 月１日（水）　午後３時から５時まで

２　会　場

新潟県自治会館 別館 ゆきつばき（新潟市中央区新光町４番地１）

３　出席者

にいがた食の安全・安心審議会委員 15 名　全員出席

４　内容

議題１ 本年度の審議会運営について　：２ページ
議題２ にいがた食の安全・安心基本計画の進捗状況について　：３ページ
報告　令和５年度食の安全に関するアンケート調査結果について　：22 ページ

○　開会

○　福祉保健部長あいさつ

○　審議会の成立報告

○　会長あいさつ

【城会長】

会長を務めさせていただいております新潟大学の城と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

皆さん御存知の通り今年の夏は非常に暑い夏であったかと思います。その影響もありましてか、全国的に非常に大きな食中毒事件が相次いで発生しています。

また、この 8 月から福島第一原発における ALPS 処理水の海洋放出が開始されており、不安を持ってらっしゃる消費者の方もおられることと思います。

さらに、新潟県では昨年度に高病原性鳥インフルエンザが発生いたしまして、県内各地で約 250 万羽の鶏を殺処分したと伺っています。鳥インフルエンザは新潟だけでなく、全国的に多発していったわけですけれど、これからまた寒くなりますと、再びの発生に備えて注視していかないといけない状況かと思います。

このように、消費者の皆さんが不安に思うような出来事が相次いで発生しているわけですけれども、この「にいがた食の安全・安心審議会」も、新潟で流通している食べ物を消費者の方に安心して食べていただくための一役を担っています。

本日の審議会では、新潟県の食の安全・安心に関する取組を定めた「にいがた食の安全・安心基本計画」の進捗状況につきまして、県の担当者から御説明いただきますので、少しでも消費者の皆さんが安心して食生活を送っていただけるように、委員の皆様におかれましては、ぜひお気づきの点があれば積極的に御発言いただきますようお願いいたします。

○　議事

【城会長】

それでは早速議事に入りたいと思います。

本日は２つの議題と１つの報告を予定しております。

まずは、議題 1「本年度の審議会の運営について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料 1 を御覧ください。

この審議会は、平成 17 年 10 月に制定された「にいがた食の安全・安心条例」に基づき、18 年６月に発足しました。

18 年度は、条例に基づく「にいがた食の安全・安心基本計画」を新規に作成するため年度中に審議会を 4 回開催し、19 年 3 月に基本計画が完成しました。その後、平成 25 年度、28 年度、それから令和 3 年度に計画を改定し、現行の第４期計画に至っております。

現行の第４期計画の計画期間は令和４年度から令和６年度までの３年間としております。従来の計画では、計画期間を４年間としてきましたが、新型コロナウイルスの影響により計画改定作業が１年間遅れ、第３期計画の計画期間が５年間となりました。その後、第４期計画の策定の際、県の最上位計画である「新潟県総合計画」の目標年度とあわせるため、令和６年度までを計画期間として定めております。

この間の審議会の開催状況でありますが、計画の改定にあたる年については、改定方針を審議いただくために年３回程度開催しており、それ以外の年については、主に基本計画の進捗状況について審議いただくため年１回程度開催しているという状況です。

今年度は基本計画の進捗状況を審議いただくことを主な目的として、年１回の開催を計画しております。

議題１についての説明は、以上です。

【城会長】

今年度の審議会につきましては、1回のみの開催と御説明いただきましたけれども、ただいまの説明につきまして、委員の皆様から何か御意見や御質問はありますでしょうか。

（委員から意見・質問なし）

特に御意見・御質問なしということで、今年度の審議会については本日 1 回の開催のみということでよろしいでしょうか。

（委員から反対意見なし）

今年度の審議会は１回のみということで了承されました。

それでは次の議題に移ります。

議題の２つ目として「にいがた食の安全・安心基本計画の進捗状況について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料２を御覧ください。

まず、「１　本計画の期間、目的、成果」について説明いたします。

計画期間は議題１の説明の繰り返しとなりますが、令和４年度から６年度までの３年間としております。

次に、本計画の目的は「県民が安全で安心できる食生活を享受でき、安全で安心できる食品を消費者に提供できる新潟県を築くこと」としており、目的の達成度を測る指標として、「新潟県内で生産・加工・製造された食品が安全だと思う県内外の住民の割合」を成果指標としております。

この成果指標を測るため、県では、民間のアンケート会社に依頼し、毎年７月～８月頃に、新潟県民・首都圏住民のそれぞれおよそ 500 人を対象に、インターネットでアンケートを実施しています。

資料の中ほど、点線で囲われた部分に記載した質問に対し、「１　安全だと思う」及び「２　どちらかと言えば安全だと思う」を選択した割合の合計を指標値としており、県内で８割以上、首都圏で７割以上を確保することを目標としています。

アンケートの結果を表でまとめております。基準年の令和２年度は、県内で86.8%、首都圏では 78.7%でした。

前年度の令和４年度は、県内 79.4%、首都圏 74.1%と、いずれも基準年より数値を落としていましたが、最新値である令和５年度は、前年度に比べ、県内・首都圏とも５～６ポイント程度数値が上がっており、県内では 84.2%、首都圏では 80.4%と、ともに令和６年度時点での目標値を上回る結果でした。

今回実施したアンケートのその他の質問結果から読み取れる傾向については、この議題の後の報告において改めて説明させていただきたいと思います。

「２　計画に基づく施策の取組状況」については、10 の施策について取り組みました。資料２－２で後ほど説明いたします。

次に「３　取組指標の進捗状況」について、各施策の達成度の目安として設定した 13 の取組指標の進捗状況は、このとおりです。進捗状況についても資料２－３により後ほど説明いたします。

次ページ、資料２－２を御覧ください。

こちらの資料は、計画に基づく各施策の取組状況について記載しています。一覧表の見方ですが、表の左側から順番に、「計画本文で定めた県の取組」・「具体

的な事業名」・「事業の内容」・「令和４年度実績」・「事業の担当課」の順で記載しています。時間に限りがありますので、施策ごとの一覧表の主な県の取組について簡単に説明させていただきます。

施策１　安全な農産物等の提供の推進　についてです。
施策１の一覧表を御覧ください。
この施策の主な取組としましては、一覧表の１番に記載する「GAP の普及推進」や、３番に記載する「米トレーサビリティ法の普及啓発」などを定めています。
１番の「GAP の普及推進」に関しましては、「GAP 実践からはじめる農業発展支援事業」として、GAP の取組実践・認証取得に向けた研修会を 22 回開催したほか、GAP 認証の新規取得等に対する費用の支援を実施いたしました。
また、３番の「米トレーサビリティ法の普及啓発」に関しましては、「米トレーサビリティ法に基づく巡回点検指導等」として、米穀等を取り扱う事業者 46 店舗に対し、巡回点検指導を実施いたしました。

次に、　施策２　安全な畜産物の提供の推進　についてです。
施策２の一覧表を御覧ください。
この施策の主な取組としましては、一覧表の１番に記載する「畜産農場に対する衛生管理の遵守指導」や、２番に記載する「食中毒原因菌の検査及び家畜伝染病等の監視・防疫体制の整備」などを定めています。
１番の「畜産農場に対する衛生管理の遵守指導」に関しましては、「畜産経営技術衛生専門指導事業」として、畜産農場 535 農場を巡回し、動物用医薬品及び飼料の適正使用について指導するとともに、いずれの農場でも適正に使用されていることを確認いたしました。
また、２番の「食中毒原因菌の検査及び家畜伝染病等の監視・防疫体制の整備」に関しましては、「悪性家畜伝染病危機管理対策強化事業」として、42 農場において高病原性鳥インフルエンザのモニタリング検査を実施いたしました。

次に、　施策３　安全な水産物の提供の推進　についてです。
施策３の一覧表を御覧ください。

この施策の主な取組としましては、一覧表の１番に記載する「鮮度・衛生管理対策についての啓発・指導」や、２番に記載する「高度な鮮度・衛生管理施設の導入に対する支援」などを定めています。

１番の「鮮度・衛生管理対策についての啓発・指導」に関しましては、「漁業関係者に対する講習会、巡回指導等」として、対象とするすべての漁業関係者に対し、情報提供と技術指導を実施いたしました。

また、２番の「高度な鮮度・衛生管理施設の導入に対する支援」に関しましては、「水産業強化対策事業」等として、漁業協同組合等による施設整備の支援を19か所で実施いたしました。

次に、　施策４　安全な加工食品の提供の推進　についてです。

施策４の一覧表を御覧ください。

この施策の主な取組としましては、一覧表の２番に記載する「各種講習会や機関紙等による食品衛生知識の指導・普及」や、４番に記載する「HACCPに沿った衛生管理の取組支援」などを定めています。

２番の「各種講習会や機関紙等による食品衛生知識の指導・普及」に関しましては、食品関連事業者を対象とした食品衛生講習会を276回開催したほか、営業者団体の機関紙等への記事の寄稿により、食品衛生に関する正しい知識の普及啓発を図りました。

また、４番の「HACCPに沿った衛生管理の取組支援」に関しましては、食品事業者を対象としたHACCPに関する講習会を226回開催し、HACCPによる衛生管理の概要説明や危害分析演習等を実施いたしました。

次に、　施策５　食品等の適正な表示の徹底　についてです。

施策５の一覧表を御覧ください。

この施策の主な取組としましては、一覧表の１番に記載する「食品表示の監視指導、巡回点検等の実施」や、２番に記載する「各種講習会、説明会、セミナーなどによる正しい知識の普及啓発」などを定めています。

１番の「食品表示の監視指導、巡回点検等の実施」に関しましては、景品表示法及び食品表示法に基づく改善指導を行ったほか、新潟県食品衛生監視指導計画に基づき、市場流通品等182検体について、表示の整合性を確認するための検査を実施いたしました。

また、２番の「各種講習会、説明会、セミナーなどによる正しい知識の普及啓発」に関しましては、食品関連事業者等を対象として食品表示に関する講習会を開催したほか、「食品表示ウォッチャーだよりの発行」により食品表示ウォッチャーに対し、食品表示に関する情報発信を行いました。

次に、　施策６　危機管理体制の整備　についてです。

施策６の一覧表を御覧ください。

この施策の主な取組としましては、一覧表の１番に記載する「健康危機管理対応研修の実施」や、２番に記載する「食品関連事業者に対する危機管理体制の整備の啓発」などを定めています。

１番の「健康危機管理対応研修の実施」に関しましては、保健所等の担当職員を対象とした健康危機管理対応研修を１回開催し、職員のスキルアップを図りました。

また、２番の「食品関連事業者に対する危機管理体制の整備の啓発」に関しましては、食品事業者向けに開催した講習会の中で、健康被害を伴う苦情対応について講習を行いました。

次に、　施策７　県及び食品関連事業者からの情報発信の推進　についてです。

施策７の一覧表を御覧ください。

この施策の主な取組としましては、一覧表の１番に記載する「インターネットによる情報発信」、３番に記載する「食中毒予防情報など重要情報の効果的な発信」などを定めています。

１番の「インターネットによる情報発信」に関しましては、ホームページ「にいがた食の安全インフォメーション」をはじめ、メールマガジン、X（旧Twitter）等の媒体により、食の安全・安心に関する情報を発信しました。そのほかにも２番、４番にも記載したとおり、マスメディアやスーパーマーケット等における店頭掲示板など、様々な媒体により情報発信を行っております。また、一覧表には記載がありませんが、畜産課でも食の安全・安心に関する情報発信に取り組んでおり、その取り組みを参考資料１にまとめさせていただきましたので、あわせて御覧ください。

３番の「食中毒予防情報など重要情報の効果的な発信」に関しましては、ノロウイルスによる感染症・食中毒が多発する冬季に、ノロウイルス情報を関係者に発信するなど、タイムリーな情報発信に取り組みました。

次に、　施策８　消費者、食品関連事業者、県の相互理解の推進　についてです。

施策８の一覧表を御覧ください。

この施策の主な取組としましては、一覧表の２番に記載する「消費者、食品関連事業者、県の相互理解を進めるイベント等の開催」などを定めています。

これに関しましては、食の安全・安心をテーマとし、消費者、事業者、行政による意見交換会を 21 回開催いたしました。

その他の取組と実績の詳細もあわせて御確認ください。

次に、　施策９　食育を通じた食の安全・安心に対する理解の推進　についてです。

施策９の一覧表を御覧ください。

この施策の主な取組としましては、一覧表の３番に記載する「食育を通じた本県農林水産業に対する理解促進」や、４番に記載する「食の安全・安心に関する知識の普及」などを定めています。

３番の「食育を通じた本県農林水産業に対する理解促進」に関しましては、水産業に対する理解促進を目的として水産業者が開催する「さかなまつり」等のイベント、計 66 回について開催支援・協力を行いました。

４番の「食の安全・安心に関する知識の普及」に関しましては、「調理師教育事業」及び「食育推進事業」として、調理師や学校給食担当者に対し、食品衛生に関する講習会等を行いました。

最後に、　施策 10　食の安全・安心に係る人材の育成　についてです。

施策 10 の一覧表を御覧ください。

この施策の主な取組としましては、１番に記載する「食品衛生監視員の HACCP に関する指導力強化」や、３番に記載する「食品衛生指導員の養成及び継続教育」などを定めています。

１番の「食品衛生監視員の HACCP に関する指導力強化」に関しましては、国が開催する HACCP に関する高度な技術研修に食品衛生監視員を派遣し、職員の指導力強化を図りました。

また、３番の「食品衛生指導員の養成及び継続教育」に関しましては、食品衛生指導員 1,101 名に対し、養成講習及び継続教育を行いました。

次に、このホチキス止めの最後の紙にある資料２－３を御覧ください。

一番上に、先ほど申し上げました成果指標を記載し、その下に 13 の取組指標を記載しています。

表の見方ですが、表の左側から「指標名」・「基準年（R２年度）の数値」・「最新値」・「R６年度時点の目標値」・「進捗状況」・「担当課」の順で記載しています。

「最新値」につきましては、成果指標では R５年度の数値を、13 の取組指標では R４年度の数値を採用しています。

「進捗状況」について説明いたします。

成果指標と取組指標の間の点線で囲んだ中に進捗状況の凡例をお示ししております。

〇をつけたものが目標値を達成したもので、10 指標

↑（上向きの矢印）をつけたものが、基準年の令和２年度値から増加したもので、３指標

基準年の数値から横ばいのもの、減少してしまったものは、なし

という結果でした。

これらのうち、現時点で目標値に達していない３つの指標について、現状と目標達成に向けた取り組み方針を担当課から説明いたします。

まず、事務局である生活衛生課から、指標 10「にいがた食の安全・安心サポーター活動の年間利用者数」について説明いたします。

取組指標としております「にいがた食の安全・安心サポーター」とは、にいがた食の安全・安心条例に基づき、食品の衛生管理やきのこによる健康被害の防止に関して高度な専門知識を有する人材を募り、それぞれの専門分野における食品関連事業者や消費者への指導・助言を推進する制度であり、現在 35 名の方に委嘱しております。

主なサポーター活動としては、住民からのきのこ鑑別への対応、きのこ講習会の講師や手洗い教室など、各保健所単位で開催している地域意見交換会における食中毒予防の啓発、食品営業施設に対する衛生指導などがあります。新型コロナウイルス感染症が発生する前には、年間の利用者数が 8,000 人から 10,000 人の間で推移しておりましたが、コロナにより、地域意見交換会や食品営業施設の巡回指導など多くのサポーター活動が中止又は縮小を余儀なくされてしまいましたので、基準年である令和２年度は、年間利用者数が 3,046 人まで落ち込みました。

令和４年度の実績では 5,675 人と少し回復しており、新型コロナウイルス感染症の５類移行に伴う社会経済活動の再開にあわせて、実績は増加していくものと考えておりますが、県としましても、地域意見交換会などにおいて、サポーターを積極的に活用する機会づくりを進めるとともに、サポーター活動について県の広報媒体を利用して県民の方に広く周知することで、利用者増加に取り組みたいと考えております。

続きまして、指標１「認証 GAP の取得農場数」について、経営普及課から説明いたします。

【経営普及課】

取組指標としております「認証 GAP の取得農場数」につきましては、グローバルＧＡＰ、アジアＧＡＰ、JGＡＰといった認証を取得している農場数となっております。

令和４年度につきましては、農業のグローバル化に対応いたしまして、農業教育機関の認証ということで、農業大学校、農業高校などでの取組も増えました。

さらに、産地での取組も増えたということで、団体認証も増加しまして、令和３年度より農場数は増えて 160 農場となっているところです。

現在、国内外の大手小売業者では、一部品目において、認証 GAP を調達基準としているということでありますし、令和７年には大阪関西万博でも食料調達の基準となるということで、GAP の必要性は高まっていると認識しております。

さらに、取り組んでいる法人の方々のお話を聞きますと、従業員の人材育成あるいは労務管理の改善に役立ったということで、GAP 認証の有用性を認識しておられる方々も多いと考えております。

県といたしましては、引き続き、国の補助事業を活用いたしまして、GAP 認証取得費用の支援や研修会などを通じた理解促進といった取組により、目標数を達成するよう支援して参りたいと考えております。以上です。

【事務局】
続きまして、指標 11「活動した食育ボランティアの人数」について、食品・流通課から説明いたします。

【食品・流通課】
活動した食育ボランティアの人数という指標ですけれども、そもそも食育ボランティアとは、食に関する専門知識、技術、経験をお持ちの方に、地域における食育実践活動のお手伝いをいただくことを目的とした制度でございます。
様々な活動をしていただいておりますけれども、やはり新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、令和 2 年の基準時点で延べ 13 人まで落ち込んでおります。
近年、令和 3 年度が 66 人、令和 4 年度が 70 人ということで回復傾向にはありますけれども、活動機会自体が減少している状況ですので、ここの復元を目指していきたいと考えております。
また、ボランティアの方御自身の高齢化によりまして、活動回数の減少や、2 年に 1 度の登録更新の際に、更新を辞退される方も出てきております。
これらの問題を解消するため、農業関係団体や市町村単位で食育の推進に取り組む団体の方々にも幅広くお声がけをして、制度の周知、登録の働きかけを行うことで、ボランティアの登録人数を増やすとともに、実際に活動いただく人数も増やして、目標を達成したいと考えております。以上です。

【事務局】
議題 2 の説明は以上です。

【城会長】
計画の進捗状況について御説明をいただきました。
それではただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質問、御意見があればお受けしたいと思います。何かある方は挙手でお願いします。

【小林委員】
　食育ボランティアの活動についてですけれども、施策８の方に「にいがた食の安全・安心出前講座」とありますが、食育ボランティアが行っている学校での活動との違いを教えてください。

【食品・流通課】
　食育ボランティアの方には郷土料理の歴史や調理方法、農産物の育て方など、食に関する専門的な知識をお持ちの方に学校や地域の現場に入って活動をしていただいており、小中学生を対象としたものが活動の中心となっています。
　出前講座については生活衛生課から説明をお願いします。

【事務局】
　出前講座につきましては、職場や学校、事業者さんから御要望がある場合に、県の職員を派遣している取組でして、生活衛生課に御要望があった場合には食中毒予防ですとか、食品表示制度といった内容についてお話をさせていただいております。

【小林委員】
　同じような内容だったらもったいないな、と思ったのですけれども、違うことがわかりましたので、ありがとうございました。

【西山委員】
　資料２－３の取組指標 12「HACCP 普及関係機関の研修参加率」について、これはどのような方を対象とした研修で、母数はどのくらいなのでしょうか。

【事務局】
　これは、生活衛生課に関係する食品衛生監視員を対象とした研修会の参加率ということになります。

【西山委員】

すると、資料２－２で説明のあった「食品衛生監視員の HACCP 研修（R4 実績：職員１名派遣)」と同じということでしょうか。

【事務局】

現在、県の食品衛生監視員はおよそ 50 名弱おりますけれども、国への派遣とは別に、県で開催した食品衛生監視員向けの HACCP 研修の参加率を計上しています。

補足説明

・県では、12 か所の保健所、２か所の食肉衛生検査センター、県庁（生活衛生課）の計 15 か所の所属に約 70 名の食品衛生監視員が配属されており、このうち 50 名弱が保健所へ配属されています。

・取組指標 12 で定める「HACCP 普及関係機関の研修参加率」では、食品衛生監視員が配属されている 15 か所の所属のうち、県が開催した HACCP 研修に食品衛生監視員を派遣した所属の割合を計上しています。

【西山委員】

国の研修とは別物ということでしょうか。

【事務局】

はい。国の研修とは別に、県で主催した研修を受けていただいているということでございます。

【西山委員】

わかりました。ありがとうございます。

【光永委員】

取組指標 10 の食の安全・安心サポーターの方が 35 名いらっしゃるということで、県の広報媒体を用いて PR をしていくという説明がありましたが、具体的にはどのような媒体をお使いになられているのでしょうか？

【事務局】
サポーターについては、保健所単位で開催される地域意見交換会のときに、保健所からお声掛けをさせていただくことがあります。
例えば、きのこ講習会では、保健所からサポーターに講師の依頼をして来ていただくこともありますし、また、食品衛生協会と連携して開催している手洗い教室などでも、サポーターの委嘱を受けた食品衛生指導員の方に来ていただくなどしています。
今のところ、ホームページでいろんな方々に御利用していただくというよりは、保健所単位で開催される地域のイベントに協力をいただいて、参加していただく、あるいはきのこの鑑別の時に対応していただくようなことで地元に密着した中で活躍していただいているところでございます。

【光永委員】
その方たちはボランティアではなくて、謝金などが支給されるのでしょうか。

【事務局】
はい。県から委嘱しておりますので、活動日数に見合った活動費用を支給できるよう予算を取っております。

【城会長】
同じ箇所で私からひとつよろしいでしょうか。
食の安全・安心サポーター活動の年間利用者数ですけれども、令和２年度のコロナ禍で 3,000 人のところが令和 4 年度で 5,675 人と、かなり元の状態に戻ってきてはいますけれども、先ほど、県の広報活動やコロナからの社会経済活動の再開により、もう少し増えていくのではないかという説明がありました。
おそらく、基本的には対面で実施されていると思うのですが、コロナで不安を持っていらっしゃる方も若干おられるかと思いますので、そういった方でも参加しやすいよう、オンラインで開催するなどの考えはありますでしょうか。

【事務局】
過去の実績においては、オンラインによるサポーター活動の実績はありません。

県としましては、活動内容が要綱で定めるサポーターの職務として適切なものであれば、オンラインによるサポーター活動を実施していただくことは差し支えないと思っておりますけれども、先ほど御説明させていただいたように、きのこの鑑別ですとか、体験を伴うような手洗い教室、こういったものについては、対面が必要な事業ですので、オンライン化には不向きな面もあるかと思います。

一方で、衛生講話として、座学でのお話をさせていただくようなものについては、利用者側が移動時間を考慮せずに参加できるというメリットもあると考えております。現在、各保健所でオンラインの会議ができるような通信環境の設備が整っておりますので、今後、保健所が開催する地域意見交換会等の内容によっては、オンラインによるサポーター活動も効果的に実施ができるように検討していきたいと考えております。

【城会長】

はい、ありがとうございます。

できるだけ人数が目標に近づくように引き続きよろしくお願いします。

もう一つ私からお伺いしたいのですが、資料の 2－3 の指標一覧で、④安全な加工食品の提供の推進で定める監視の実施率が、令和 4 年度実績で 160％と、目標である 100％に対して非常に高くなっている。

さらに、⑤食品等の適正な表示の徹底のところでも監視の実施率が 165％ということで、非常に数多く監視していただいているわけですけれども、通常、計画に従って監視指導されていくのではないかと思うのですが、こういった目標の 1.6 倍とか 1.65 倍という数になっているのはどういった理由があったのか、監視指導しないといけないようなことが発生したのか、教えていただきたいのですが。

【事務局】

今、御質問いただきました指標 4 と指標 5 の最新値が 100％を超えているということで、その計上方法について御説明させていただきます。

県では、食品衛生法に基づき、毎年度、社会情勢を踏まえて「新潟県食品衛生監視指導計画」を策定し、公表しているところです。

令和 3 年度に食品衛生法が改正され、原則すべての食品事業者に対して HACCP に沿った衛生管理が必要になったことを踏まえまして、1 施設当たり

の指導時間が増える想定で、目標とする立入施設数を令和２年度よりも少なく設定したところです。

一方で、HACCP による衛生管理の制度化はまだ始まって間もないということもありますので、県としましては、HACCP の普及と定着について指導するべく、（公社）新潟県食品衛生協会や食品関連事業者の方々の協力を得て、営業施設の監視指導に力を入れたということで計画数に対する実施率が高くなったと考えております。

また、指標５については表示の徹底というところですが、こちらも同じように施設への立入りの際に表示を確認することから、監視の実施率が高くなったということでございます。

【田村委員】

食育ボランティアに関して、目標値が 110 人のところ、高齢化等で減ってきているということも説明にありましたが、そもそもどのようにしたら登録できるのかを教えていただきたいです。

もう一つは意見ですが、食の安全・安心に関する普及啓発に関して、最近大学の学園祭で久々に対面での模擬店などを復活させたのですが、学生自体が高校の頃からコロナで活動が制限されてきた子たちで、対面活動の経験がない中で、マニュアルや引継資料をみてもよくわからないという子がたくさんいました。

保健所からオンラインで確認できる食品衛生関係の資料を御紹介いただいて色々みたこともありましたが、若い世代の方たちが衛生面や食に関する知識が薄れてきているところもございますので、普及啓発に関しても計画的に進めていただけると非常に助かる、という意見です。

【食品・流通課】

食育ボランティアについてですけれども、活動いただく方の延べ人数として 110 名と設定させていただいておりまして、県内 30 市町村ございますので、それぞれ人口なども違いますが、単純にならすと各市町村で３～４回程度活動できるくらいの人数で設定しております。

登録について、なかなか数字が伸びないことに我々も問題意識を持っておりまして、現状どうしているかを申し上げますと、ボランティアさんの募集を県の

HP で公開して、登録を希望される方の手上げを待っている状態でして、待ちの姿勢になっているところは反省点でございます。

来年度、登録更新の年を迎えますので、そこでは、民放テレビ局で放映される「県からのお知らせ」で紹介したり、比較的年配の方もいらっしゃいますので、ネットだけに頼らない形で様々な方法により募集をかけていきたいと考えています。

【田村委員】

潜在的には人材がかなりいるのではないかと思いますので、ぜひ積極的にお声がけをしていただければと思います。

【西山委員】

資料２―２の施策４「安全な加工食品の提供の推進」のところで、県の取組として「加工食品の検査」の項目で 379 検体の検査を実施と書いてありますが、結果はどうだったのでしょうか。すべて合格だったでしょうか。

【事務局】

こちらは毎年策定している新潟県食品衛生監視指導計画に基づいて実施しておりまして、結果はホームページで公表しております。

令和４年度の検査結果ですが、輸入した冷凍のエビ加工品から残留抗菌性物質が検出されたという事例、それから輸入食品の菓子で表示されている着色料（食品添加物）が検出されなかったという事例、あわせて２件の不適合事例がございました。

県としましては、当該食品の輸入者を所管する自治体に通報し、所管自治体の調査の後、輸入者による自主回収等がされたと聞いております。

【西山委員】

いずれも不適合が確認されたのは海外からの輸入品であったと。逆に言えば、県内で生産した食品では不適合が確認された食品はなかった、という理解でよろしいでしょうか。

【事務局】
そのとおりです。

【河上委員】
食品衛生協会の河上でございます。先ほど田村委員から御意見がございました、食品衛生に関する啓発についてですが、県内 13 か所の保健所ごとに食品衛生協会がございまして、私が把握している数字で 400 名を超える「手洗いマイスター」という方がおります。コロナ禍だからこそ、手洗い教室をやりたかったのですが、学校や保育園から訪問をお断りされるなど、ここ数年なかなか思うように活動ができませんでした。来年からはまた活発に行っていきたいと考えております。
もう御存じの方も多いと思いますが、手洗い教室ではブラックライトを用いて手洗い前後の汚れを可視化し、実体験していただいております。参加したお子さんたちには、「お家に帰ったらお父さん、お母さんにも手洗いのやり方を教えてあげてください。」とお伝えするのですが、保護者の方からは非常に好評をいただいております。
「雀百まで踊り忘れず」ではありませんが、小さい時からそういう経験をすることが大人になってからも活きてくると思いますので、今後も実践していきたいと考えております。

【光永委員】
食育ボランティアに関してですが、例えば、ボランティアの方に郷土料理の教室をやってもらった時の材料費の補助などは、どのような制度になっているのでしょうか。

【食品・流通課】
端的に申し上げますと、交通費につきましては原則ボランティアの方の自己負担でお願いしております。また、活動で利用する材料等の経費負担につきましては、依頼者の方に負担をお願いしております。その他の必要経費につきましては、ボランティアの方と依頼者の方の双方で協議いただくことをお願いしております。

現時点では、県の補助というところには至っていないのですが、地域に根差した活動の中で、関係する方々で経費を御負担いただきたいと考えているところでございます。

【光永委員】
県としてはコーディネートするところまでで、あとは関係者同士のやり取りでということでしょうか、わかりました。
高齢化の中でなかなかボランティアの人数が増えるのは難しいと思うのですが、サポート制度が充実すればやろうという方が増えるのではないかと思いますので、ぜひ御検討いただければと思いました。

【城会長】
２点お伺いしたいのですが、資料２－２の施策５「食品等の適正な表示の徹底」における取組の中で、「栄養表示関係普及啓発」として保健事項に基づく栄養表示について講習会等を行った、と記載がありますが、保健事項に基づく栄養表示とは具体的などういった中身の講習であったか、というのが１点目。
もう一つは、施策６「危機管理体制の整備」における取組の中で、「原因究明のための検査体制の整備」として他の自治体で発生した食中毒事例を参考として、過去に発生した原因不明胃腸炎症状の原因について検討を始めた、との記載がありますが、具体的にどのような検討をされたのか、わかる範囲で教えていただけないでしょうか。

【健康づくり支援課】
保健事項に基づく栄養表示に関する講習ですが、加工食品で表示が義務付けられている、カロリーや栄養成分の表示方法に関する内容となっております。
各保健所において食品衛生責任者の研修会等とあわせて講習を行っております。

【城会長】
栄養成分表示そのものということですね。新しく始まった機能性表示食品は、トクホ（特定保健用食品）に比べて取りやすくなったので、県内でも取り組み始

めた食品メーカーなども多いと思いますが、そういった事業者をサポートする取組ではないということでしょうか。

【健康づくり支援課】
機能性表示食品制度については事業者向けに情報提供は行っておりますが、指導や講習会までは行っていないというところです。

【田村委員】
食品成分表（日本食品標準成分表）が７訂から８訂に代わった際に、エネルギーの計算方法などが変更となったので、その関係が中心の講習会だったのではないかと思います。

【事務局】
「原因究明のための検査体制の整備」に関する御質問についてですが、食品の検査方法が日々更新されていく中で、県の保健環境科学研究所では、過去の事例について検討を始めたと伺っていますが、具体的にどのような検討を始めたかについては詳しく把握はできておりません。

補足説明
新潟県保健環境科学研究所に確認したところ、検討状況は以下のとおりでした。
・R3 年に富山市で発生した学校給食を原因とする食中毒事例では、主要な病原因子を保有しない非定型病原大腸菌が原因と推定されています。
・現行の食中毒菌の検査手法では、非定型病原大腸菌は検出されない可能性があるため、過去に県内で発生した原因不明集団胃腸炎事例について、保存検体から大腸菌の再検索と病原性などについて検討しています。

【横尾委員】
資料２－２の施策１「安全な農作物等の提供の推進」の中で、米トレーサビリティ法に基づく巡回点検指導として46店舗に入っていただいたということですが、これは米トレーサビリティ法に基づいて、どのような事業者に立入りをして、問題を指摘する事項があったのか教えてください。

【食品・流通課】
米トレーサビリティ法に基づく巡回点検指導ですが、基本的には末端のスーパーや小売店を主な立入り先としています。必要があれば上流に遡ることもございますが、これまで巡回している中では、産地の伝達に関して軽微な不具合はございますが、大きな問題はこの間なかったものと把握しています。
46 という数字はすべてではありませんので、引き続き疑義案件等の事案は、国等と連携して対応していきたいと考えております。

【山﨑委員】
新潟県消費者協会の山﨑です。資料２－２の施策５「食品等の適正な表示の徹底」に出てくる「食品表示ウォッチャーによる表示調査」に関して、私どもの協会でも活動に御協力いただいた場合の謝金や交通費に関して検討しているところでございますので、先ほど食育ボランティアでも質問が出ていましたが、この食品表示ウォッチャーの活動内容や謝金、交通費の制度などについてお聞かせください。

【食品・流通課】
食品表示ウォッチャーですが、私ども食品・流通課では食品表示法に基づいて品質事項に関する巡回点検を行っているところです。県内では７つの地域機関を含めて巡回を行っていますが、県のマンパワーだけでは目が行き届かないところもありまして、食品表示ウォッチャーとして 60 名の方に委嘱をしております。
食品表示ウォッチャー自身は行政の権限を持っているわけではありませんが、我々から毎月、調査いただきたいテーマをお伝えしまして、日常のお買い物の際にスーパーに並んでいる食品の表示について調査いただいております。
基本的に広域で活動いただくことを前提としておりませんので、交通費はお支払いしておりませんで、謝金として年間 6,600 円をお支払いしております。

【城会長】
ほかに質問等はございますでしょうか。
質問がないようですので、次に移りたいと思いますけれども、もし追加で御質問等がございましたら、事務局の生活衛生課にお声がけをお願いします。

次に、報告として「令和５年度 食の安全に関するアンケート調査結果について」、事務局から御説明をお願いします。

【事務局】

資料３を御覧ください。

このアンケートは、インターネット調査会社に委託し、新潟県民及び首都圏（千葉県・埼玉県・東京都・神奈川県）住民を対象に毎年実施しており、今年度は７月 27 日から 28 日にかけて実施しました。

調査対象者は、男女、年代、居住地域に偏りが生じないよう選定されています。

今回のアンケートは全部で 10 問あるのですが、それぞれの設問と回答の傾向に関して簡単に説明させていただきます。

それでは１ページを御覧ください。

結果を説明する前に、資料の見方を説明いたします。資料の上部に枠線で囲った部分が設問です。設問の最後にカッコ書きで（ひとつだけ）と書いてありますが、この設問であれば、１番～５番までの選択肢の中から一つだけ選択する、という意味です。後ほど説明するほかの設問では（いくつでも）や（３つまで）といった条件を付けている場合もあります。

設問の下には、県内住民及び首都圏住民の回答について、前年度と今年度の結果をそれぞれ表形式とグラフで掲載しております。前年度からの回答傾向の変化はこちらの表とグラフで御確認ください。

なお、問１～７までは毎年同じ設問としていますので、前年度の結果を掲載しておりますが、問８～問 10 は年度によって設問を変えていますので、今年度の結果のみ掲載しております。

次ページ以降は、県内住民及び首都圏住民の男女別及び年代別の回答を表又はグラフでまとめています。

それでは、今年度のアンケート結果を説明いたします。

問１「新潟県内で生産・加工・製造された食品の安全性についてどのように感じていますか」についてです。この設問で、「安全だと思う」及び「どちらかと言えば安全だと思う」と回答した人の割合が、基本計画の成果指標に位置づけられています。

結果については、議題２での説明の繰り返しとなりますが、県内では目標である８割を上回る 84.2%、首都圏でも目標である７割を上回る 80.4%という結果でした。

１ページの下部に概要を記載しておりますが、令和４年度からの変動幅が比較的大きかった部分として、県内については「安全だと思う」の割合が 5.1 ポイント増加し、一方で、「どちらとも言えない」の割合が 4.9 ポイント減少しました。

首都圏については、「どちらかと言えば安全だと思う」の割合が 6.2 ポイント増加し、一方で、「どちらとも言えない」の割合が 4.9 ポイント減少しました。

続いて、３ページ目の年代別の回答を御覧ください。

年代別の回答では、「安全だと思う」又は「どちらかと言えば安全だと思う」と回答した割合は、県内では 30 歳代が最も低く 76.3%、首都圏では 40 歳代が最も低く 74.8%でした。これらの結果から、働き盛りあるいは子育て世代が、新潟県内で生産・加工等された食品の安全性に関し、やや不安を感じている傾向が読み取れました。

次に４ページの問２を御覧ください。

この問いは、問１で「３　どちらとも言えない」「４　どちらかと言えば安全とは思わない」「５　安全とは思わない」と回答した人（県内 83 人、首都圏 106 人）を対象に、問２でその理由を質問したものです。

県内では、「４　食に関する不安な報道を耳にするから」と回答した割合が最も高く 32.5%で、前年度と比較しても 12 ポイント増加していました。

首都圏では「６　新潟県産食品をよく知らない」と回答した割合が最も高く、その他の選択肢についても前年度と概ね同様の傾向でした。

６ページの年代別の回答を御覧ください。

県内では、年代ごとに最も多く選択された選択肢にばらつきがみられましたが、「１　生産者等が信用できない」と回答した割合は、いずれの年代でも比較的低い結果となりました。一方、首都圏では、すべての年代で「６　新潟県産食品をよく知らない」と回答した割合が最も高い結果となりました。

次に、７ページの問３を御覧ください。

この問いは、「普段の食生活の中で、食の安全に関して不安を感じていること」について、伺ったものです。

今年度と前年度の結果を比較すると、県内、首都圏ともに「1　細菌やウイルスによる食中毒」や「6　輸入食品の安全性」など、回答割合が高い選択肢については、前年度と同様の傾向が見られました。

一方で、「12　普段の食生活で特に不安は感じていない」と回答した割合が、県内では7.3ポイント減少して18.9%、首都圏では4.4ポイント減少して18.1%という結果でした。

9ページの年代別の結果を御覧ください。

県内、首都圏ともに20歳代から40歳代までは「1　細菌・ウイルスによる食中毒」、50歳代及び60歳代は「6　輸入食品」の回答割合が高い結果となりました。

次に、10ページの問4を御覧ください。

この問いは、新潟県が発信した食の安全に関する情報について、見聞きしたことがあるものは何かを伺ったものです。

県ではテレビ、ラジオ、新聞といったマスメディアをはじめ、様々な方法で食の安全に関する情報発信に努めていますが、「いずれも知らない」と回答した割合が県内で約6割、首都圏では約9割を占め、県民や首都圏住民にあまり伝わっていないことがうかがえました。

次に、11ページの問5を御覧ください。

この問いは、新潟県から特に発信してほしい食の安全情報は何かを伺ったものです。

回答割合が高い選択肢については前年度から大きな傾向の変化は見られませんでしたが、選択肢ごとの回答割合の変化をみてみますと、県内では「1　食中毒の種類や予防法」が前年度から11.3ポイント増加して32.8%と、比較的大きな変化がみられました。

首都圏では「1　食中毒の種類や予防法」が前年度から5.8ポイント増加して17.2%となったほかは、いずれの選択肢も前年度からほぼ横ばいでした。

次に、14 ページの問 6 を御覧ください。

この問いは、食品事業者による衛生管理の方法として実施が義務付けられている HACCP の認知度を伺ったものです。

前年度と同様に、HACCP を「よく知っている」又は「少し知っている」と回答した人の割合は、県内、首都圏ともに 2 割を下回る結果でしたが、首都圏に比べると、県内の方が HACCP についての認知度はやや高い傾向がみられました。

消費者における HACCP の認知度の低さは、昨年度の審議会において委員からも御指摘をいただいたところでございます。

県としましては、ホームページや店頭掲示板等による情報発信のほか、各保健所単位で消費者向けに開催している地域意見交換会等の機会をとらえて、HACCP を含めた食品関連事業者の衛生管理の取組について紹介するなど、様々な手法により消費者に対する HACCP の認知度向上に取り組んでおります。
また、（公社）新潟県食品衛生協会におかれましても、HACCP 型食の安心・安全 5 つ星事業により、HACCP の取組を消費者へアピールするなど、認知度向上へ取り組まれていることと承知しております。

県では過去に行った取組として、一部の製造業の方から御協力をいただき、HACCP に関する取組を県のＨＰで紹介しておりましたが、今後は、消費者にとってより身近な調理業や販売業の方まで対象を拡大し、HACCP を含めた食品関連事業者の衛生管理の取組について、わかりやすく紹介したいと考えております。

事業者自らが衛生管理の取組を積極的に発信していくことは HACCP を普及・啓発していく上で非常に重要だと考えておりますが、情報発信の手段が限られる事業者もいらっしゃると思いますので、引き続き、消費者への周知を行うとともに、（公社）新潟県食品衛生協会をはじめとする各業界団体と連携して、HACCP の普及・啓発と認知度向上に取り組んでいきたいと考えております。

次に、16 ページの問 7 を御覧ください。

この問いは、県が実施する食品検査の認知度を伺ったものです。

県では、毎年策定する食品衛生監視指導計画に基づき、様々な食品検査を実施していますが、「６　どれも知らない」と回答した割合が、県内、首都圏ともに最も高く、県内では 64.7%、首都圏では 83.5%という結果でした。

以上の７問は毎年同じ設問としております。

ここまでの結果をまとめますと、「新潟県内で生産・加工等された食品の安全性」について、安全だと感じている消費者は比較的高い割合で推移している一方で、県が発信する食の安全に関する情報や食品関連事業者が取り組む HACCP の認知度などは低い水準でした。

県や食品関連事業者による取組への認知度が低いものの、新潟県内で生産等された食品について安全だという印象をもたれていることは、ここ数年、食の安全・安心を揺るがす大きな事件等が発生していないことに加え、県内の食品関連事業者の方々が、食品の生産・加工等に対して真摯に取り組んでこられたことの成果だと考えております。

県としましては、新潟県産食品の安全性の裏付けとなるよう、引き続き、食の安全確保のための取組を着実に進めていくとともに、県内外の住民に対する情報発信に積極的に努めていきたいと考えています。

以降の３問は、今後の県における情報発信のあり方に関する設問といたしました。

18 ページの問８を御覧ください。

この問いは、食の安全・安心に関する情報について、消費者にとって利用しやすい方法を伺ったものです。

県内、首都圏ともに「１　テレビ」と回答した割合が最も高く、県内では 75.2%、首都圏では 71.5%でした。県内ではそのほか、「２　新聞」、「５　食料品店等での店頭掲示板」、「４チラシ・リーフレット」の順で回答した割合が高く、紙媒体による情報発信を選択する傾向がみられました。

一方、首都圏では、「９　SNS」、「５　食料品店等での店頭掲示板」、「７　ホームページ」の順で回答した割合が高い結果となりました。

20 ページの年代別の結果を御覧ください。

すべての年代で「１　テレビ」と回答する割合が最も高かったですが、年代が低くなるにつれ、「９　SNS」と回答する割合が高くなる傾向がみられました。

現在、県ではホームページをはじめ、メールマガジン、チラシや食料品店等での店頭掲示板など、さまざまな方法により食の安全に関する情報発信を行って

いますが、今後の情報発信の方法については、アンケート結果を踏まえ、受け手にとって利用しやすい手段を検討していく必要があると考えております。

次に、21 ページの問 9 を御覧ください。

この問いは、インターネットを利用する際に主に用いる端末を伺ったものです。

県内、首都圏ともに「2　スマートフォン」と回答した割合が最も高い結果となりました。

22 ページの年代別の結果を御覧ください。

首都圏の 60 歳代のみ、「1　パソコン」と回答した割合が「2　スマートフォン」と回答した割合を上回りましたが、その他の年代ではすべて「2　スマートフォン」と回答した割合が最も高い結果となりました。

現在、県で運用しているホームページ「食の安全インフォメーション」は、県の中では比較的早い平成 17 年に、民間のホームページ作成ソフトを使用して作成・開設した経緯から、スマートフォン対応ができない状況となっています。
このため、スマートフォンで「食の安全インフォメーション」を閲覧しますと、パソコンで閲覧した場合と同様のレイアウトで画面表示されますので、文字が非常に小さく、見たいページをクリックしづらいなどの問題があります。
一方で、県が現在採用している「ホームページ管理システム」を使用すると、スマートフォン対応が可能なホームページを作成することができます。

現状、消費者の多くがスマートフォンを利用してホームページを閲覧していることを踏まえ、「食の安全インフォメーション」を、県のホームページ管理システムにより作成しなおし、スマートフォン対応が可能となるよう、計画的に進めてまいります。

最後に、23 ページの問 10 を御覧ください。

この問いは、よく利用する SNS について伺ったものです。

県内、首都圏ともに「1　LINE」、「3　X（旧 Twitter）」、「4　Instagram」の順で回答した割合が高い結果となりました。

現在、県が食の安全に関する情報を発信する手段として利用している SNS は X（旧 Twitter）のみです。最も利用者数が多い、LINE については、県の公式アカウントもないため、利用が難しい状況です。

SNS は情報の拡散性が高いことがメリットとしてあげられ、広く情報発信を行いたい場合には有効な手段です。

例えば、メールマガジンであれば、配信を希望した登録者にしか情報が届きません。

一方で、X（旧 Twitter）には、おすすめタイムラインという機能があり、利用者がフォローしているアカウントと関連性の高いアカウントの投稿や、興味を持っているトピックに基づくおすすめの投稿が自動的に表示されます。

この機能により、県が投稿した情報は、県のアカウント「食の安全インフォメーション」を直接フォローしていなくても、食の安全に興味のある方に対し、「おすすめ」として表示されることとなります。

Ｘの場合は投稿できる文字数に制限がありますので、詳細な情報を発信するための手段としては向きませんが、県ＨＰへのアクセスを誘引する手段としては利用するメリットが十分あると考えており、今後の情報発信の手段として SNS の積極的な利用を検討していきたいと考えています。

報告事項の説明は以上です。

【城会長】

それでは、ただいまの説明につきまして何か御質問、御意見があればよろしくお願いします。

【笹川委員】

全般的に、県内外を問わず、県内で生産あるいは流通等している食品に関して安心と思っている方の割合が高いというのは十分に分かったのですが、例えば、７ページ問３のところで「食の安全に関して不安を感じていることは何ですか」という問いで、順位や割合がそう高くなくても、前年度と比べて割合が伸びている項目、アレルギーや遺伝子組換え、食品表示などについて、県の方で背景だとか、調査時期から考えうる要因など分析されていれば、参考までにお知らせください。

【生活衛生課】

このアンケートを実施した時期が７月下旬なのですが、この時期に、今挙げていただいたようなアレルギーや遺伝子組換え食品の問題などが大きく報道されて、県民の方が不安になるようなニュースがあったかというのは、私どもの方では承知していないところです。

また、アンケートですと、例年同じような質問をしても、大体5%ぐらいの範囲で回答割合に差が生じてしまいますが、そのくらいの範囲内で差が生じた場合については、私どもの方でもなかなか分析評価ができてないというところです。

【五十嵐委員】

問２で「安全とは思わない」と回答した理由で、「生産者が信用できないから」と回答した割合は、選択肢の中では１番低い割合ですが、全体の１割の方が「生産者が信用できない」と回答している中で、なぜ信用できないと回答したのか、理由が分かっていれば教えていただきたい、というのが１点目です。

それから、８月 24 日から ALPS 処理水が海洋放出されたわけですけれども、その後、消費者から食の安全・安心に関する御意見等が県に寄せられているのであれば教えていただきたいです。以上２点をお伺いします。

【事務局】

資料３の５ページを見ていただきますと、生産者等が信用できないと回答した理由ではないのですが、その他の内容として「情報の真贋の見極めが難しいから」とか「善人もいれば悪人もいるから」といった回答もありました。過去には輸入農産物等の問題もありましたので、そういったところから、一定の方が不安を感じているのではと考えているところです。

ALPS 処理水に関しましては、特に不安だとかいった御意見は県の方では受けておりません。アンケートの問３にもあるのですが、放射性物質に関して不安を感じている消費者の割合は前年度から比較して大きな変化はありませんでした。

アンケート結果からは、ALPS 処理水の放出について、特に消費者の意識に影響を与えたわけではないと考えているところです。

補足説明

・過去に実施したアンケート結果において、放射性物質による汚染が不安と回答した割合の推移は下表のとおりです。

・ALPS 処理水については令和３年４月に海洋放出の方針が決定されましたが、アンケート結果からは消費者の意識が大きく変化した様子はうかがえませんでした。

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
県　内	24.4%	26.5%	19.6%	19.7%	17.0%	14.2%	17.0%
首都圏	27.7%	27.6%	30.0%	25.7%	22.4%	19.0%	22.8%

【五十嵐委員】

今の２点については、我々、一次産業の者にとっては大変大きな問題ですので、次回アンケートの際には、消費者が具体的にどのようなことを思われているのかが分かるようなアンケートを徴収していただきたい、というお願いでございます。

【事務局】

ありがとうございます。またアンケートを実施する際には、様々な事項について検討していきたいと考えております。

【城会長】

アンケート内容についてはこれまでの委員の皆様からの御意見をもとに改善をしているわけですけれども、各々の設問について、選択肢を選んだ理由が分かるように聞いていただくとよりよくなると思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

【河上委員】

新潟県では、食の安全に関するアンケート調査を毎年丁寧に実施してきたわけですが、近隣県や北陸地方の県でも同じような食の安全に関するアンケートを実施しているか把握しているでしょうか。もし、アンケート結果を比較できる

ようであれば、新潟県ではどのような部分が他県に比べて秀でているか、など教えてください。

【事務局】

にいがた食の安全・安心条例の制定の経緯としまして、食品安全基本法の制定がございます。その中で地方自治体の責務としまして、地域の食の安全確保に係る施策の策定・実施というものが規定されていますので、他の自治体においても、にいがた食の安全・安心条例と同様の条例が制定されているのではないかと考えておりますが、他の自治体の詳しい状況は承知しておりません。

新潟県では施策の成果指標として、「新潟県内で生産、加工、製造された食品の安全性」を定めておりますけれども、他の自治体がどのような指標を定め、どのように評価しているかについては、こちらの方で今お答えができない状況でございます。

【佐久間委員】

消費者の HACCP 認知向上に向けた取組について、実際に私も食品営業者から HACCP について質問を受けることが多いのですが、生活衛生課として、どのくらいの食品営業者が HACCP にしっかり取り組んでいるか把握しているでしょうか。そこが増えてこないと消費者の方に広がらないと思います。

それと、HACCP のメリットについてもよく聞かれます。よその県では HACCP 認証をやっているところもあるし、HACCP は認証制度ではなくて、衛生管理の手法だとはよく言われますが、仕入れから出荷までしっかり衛生管理と記録をとっても見返りがない、と感じている営業者も多いようです。

HACCP に取組む営業者に対してインセンティブ（報酬）になるようなことがないと、HACCP の普及や認知度も向上しないと思いますが、そのあたり県の方ではどのようにお考えでしょうか。

【事務局】

最初の御質問で HACCP の普及がどのくらい進んでいるのかというところですけれども、県では平成 28 年から、製造業を対象としたアンケートを毎年とっておりまして、国との比較の関係で、製造に携わる従業員が 5 人以上の営業者が対象となるのですが、昨年は 88.4%の方が、HACCP の導入、一部導入というこ

とで回答していただいておりますので、HACCP の導入については普及がかなり進んできていると考えております。

全国調査が令和３年度で終了してしまったので、全国との比較ができない状況ではありますけれども、年々普及率が伸びてきている状況ですので、今後も普及が進むように取り組んでいきたいと考えております。

また、後半の御質問ですけれども、認証をとることが目的だという誤解を招くと良くないので、県独自の認証制度は取り入れていませんが、新潟県では、法改正以前から記録については、事業者の方が自主衛生管理の一環で取り組んでこられたこともあり、それにプラスして「衛生計画の策定」というひと手間の部分で導入が進まない面もあるのではと考えています。

保健所からは相談会や研修会、あるいは立入りの際に、今までやってきた衛生管理と大きく変わるものではないと、特に中小規模の導入が進んでない事業者の方に対して、丁寧にお話をさせていただいているところです。

HACCP のメリットは何かというところですけれども、食品事業者の方は安全な食品を提供する責務がありますので、その部分で自主衛生管理を向上させるために取り組んでいただいていると承知しています。

HACCP を導入したから何かメリットがあるかというと、自主衛生管理の向上としかお伝えができないですけれども、安全な食品を提供して、消費者の方に安心していただく、というところでしっかり取り組んでいただければと考えております。

【河上委員】

佐久間委員からの御意見ありがとうございました。私は中越食品協会、長岡保健所管内の指導員協議会の会長をしております。

保健所の監視員とともに営業施設を一軒一軒回って HACCP の説明等々を行っております。その中で精神論となってしまいますが、HACCP をやることが自分のためだと理解していただける事業者が幸いなことに中越食品衛生協会では多くいらっしゃいます。

ただ、御指摘のとおり、事業者が一生懸命取り組んでいても、それが消費者の方に伝わらないと、衛生管理の正しい理解につながらない。安全・安心なお店の目印として、HACCP 型５つ星事業のプレートを掲げているのですが、それがま

だまだ認知されておりませんので、今後も力を入れていかなければならないと思っています。

最終的には、HACCP は自分のためなんだ、というところでお願いすることも多いですが、先ほど事務局からもお話がありましたとおり、他県に比べると、新潟県では管理記録簿を書くという慣習がありますので、HACCP に切り替わっても事業者への負担は大きくないのではないかと思いますし、スムーズに進んでいる理由もそこにあるんだろうな、と思います。御指摘ありがとうございます。

【城会長】

なかなか消費者の認知が進まないということもありますし、いろいろ手間暇がかかるということもありますけれども、HACCP 自体は非常にすぐれた仕組みになっておりますので、引き続き普及をお願いしたいと思います。

【西山委員】

関連してお伺いしたいのは、衛生計画を立てる時に、自分で一から立てるのはすごく大変なので、何かテンプレートになるようなものを県の方では準備されているかどうか。

例えば、東京都だとテンプレートが全部準備されていて、そこに書き込めばいいようになっていますが、そのようなものは新潟県でもありますか。

【事務局】

今お話があったテンプレートのようなものというのは、厚労省の方で、中小規模の事業者向けに手引書を作成しておりまして、それを活用して HACCP を導入していただくことになっています。

県としましては、手引書をさらに簡単に取り入れていただけるように、食品衛生協会と連携して、食品衛生管理記録簿の中で、レ点をチェックしていただくだけで計画が完成するといった、なるべく事業者の方が手間をかけなくても完成するような様式を作成しております。

食品衛生管理記録簿というのが HACCP 義務化の前から、事業者の方々に活用していただいていましたので、手引書をもとに内容を変更し、事業者の方に利用していただけるように進めておりますし、実際に多くの事業者の方がそれを活用していただいているという状況でございます。

【西山委員】
ありがとうございます。日々の記録をちゃんとしようとすると、その時の手間は少ない方が習慣化しやすいというのがありまして、ある程度標準化が進んでいれば、保健所の立入検査の時にもチェックが楽になるかなと思いますし、是非とも続けていただいて、より発展させていただければと思います。

【城会長】
まだまだ御意見があるかと思いますけども、時間に限りがありますので、この場での質問は以上としたいと思います。
それでは、本日予定していた議題については以上となりますけれども、議題も含めまして、皆様から何か御意見等があればお受けしたいですけれども、いかがでしょうか。
よろしいですか。
事務局の方から何かございますか。

【事務局】
特にございません。

【城会長】
それでは以上で終わりとなりますので、私の議長の任を終了させていただきます。長時間にわたり議事進行に御協力いただき、皆様ありがとうございました。

○ 閉会
【事務局】
城会長大変ありがとうございました。
委員の皆様におかれましても、長時間にわたり熱心に御審議いただき大変ありがとうございました。本日の議事録につきましては、事務局で取りまとめまして、委員の皆様に御確認いただいた後に、ホームページで公開いたします。
これをもちまして、第 27 回新潟食の安全安心審議会を閉会させていただきます。何かお気づきの点がございましたら、いつでも事務局まで御意見いただければ幸いです。本日は大変ありがとうございました。